

報告事項No. 9

労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について

労働会館改修電気設備工事請負契約（令和6年3月18日議決、令和6年12月24日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結するもの

1 変更内容

4の契約金額「1, 313, 510, 000円」を「1, 461, 167, 400円」に変更する。

2 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工 事 名	労働会館改修電気設備工事
2 工 事 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契 約 の 方 法	一般競争入札
4 契 約 金 額	1, 313, 510, 000円
5 完 成 期 限	令和7年12月22日
6 契 約 の 相 手 方	川崎市高津区子母口987番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利

3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限 令和7年12月22日

変更後完成期限 令和8年7月31日

4 変更理由

公共工事設計労務単価等の改定（令和6年3月）に伴う特例措置による契約金額の変更を行うとともに、労働会館改修工事における地中埋設物の撤去に伴う契約金額の変更及び完成期限の変更を行うもの

参考資料

労働会館改修電気設備工事請負契約の変更関係

1 川崎市契約条例【抜粋】

(議会の議決を要する契約)

第5条 地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要する契約は、
予定価格600,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。

2 地方自治法【抜粋】

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

報告事項No. 10

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

(1) 工事請負契約のやむを得ない理由による完成期限の変更 (1件)

労働会館改修電気設備工事 (令和6年議案第27号)

議 決 年月日	変更事項		専決処分 年 月 日	変更理由
	変更前	変更後		
6.3.18	完成期限 令和7年 12月22日	完成期限 令和8年 7月31日	6.12.24	労働会館改修工事における地中埋設物の撤去に伴い、完成期限の変更を行うもの

(2) 工事請負契約の契約金額の変更及びやむを得ない理由による完成期限の変更 (2件)

労働会館改修工事 (令和6年議案第26号)

議 決 年月日	変更事項		専決処分 年 月 日	変更理由
	変更前	変更後		
6.3.18	契約金額 4,147,000,000 円 完成期限 令和7年 12月22日	契約金額 4,545,082,300 円 完成期限 令和8年 7月31日	6.12.24	公共工事設計労務単価等の改定 (令和6年3月) に伴う特例措置による契約金額の変更を行うとともに、地中埋設物の撤去に伴う契約金額の変更及び完成期限の変更を行うもの

労働会館改修空気調和設備その他工事 (令和6年議案第28号)

議 決 年月日	変更事項		専決処分 年 月 日	変更理由
	変更前	変更後		
6.3.18	契約金額 1,815,000,000 円 完成期限 令和7年 12月22日	契約金額 1,920,697,900 円 完成期限 令和8年 7月31日	6.12.24	公共工事設計労務単価等の改定 (令和6年3月) に伴う特例措置による契約金額の変更を行うとともに、労働会館改修工事における地中埋設物の撤去に伴う契約金額の変更及び完成期限の変更を行うもの